

## ○道路使用許可に係る調査業務委託要領について

(昭和63年3月30日例規第15号)

[沿革] 平成13年2月例規第6号改正

この度、別記のとおり道路使用許可に係る調査業務委託要領を定め、道路使用許可に関する条件の履行状況及び道路使用許可期間終了後の原状回復状況の調査に係る業務を昭和63年4月1日から奈良県交通安全活動推進センターに委託することとしたから、効果的な運用に努められたい。

### 別記

#### 道路使用許可に係る調査業務委託要領

##### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31第2項第7号の規定に基づき、警察署長が奈良県交通安全活動推進センター（以下「県センター」という。）に対して行う道路又は交通の状況の調査（以下「調査」という。）の委託について、必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 調査を委託することができる警察署長

県センターに調査を委託することができる警察署長（以下「調査委託署長」という。）は、警察本部長が調査を委託する必要があると認める警察署の署長とする。

##### 第3 調査委託の内容

調査の委託内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 道路使用許可に当たって付した条件の履行状況の調査及び確認
- (2) 道路使用許可期間終了後の原状回復状況の調査及び確認

##### 第4 取扱責任者等の指定

調査委託署長は、交通課長を調査委託取扱責任者に、道路使用許可事務を担当する交通課員を調査委託取扱補助者にそれぞれ指定し、調査業務の適正な推進に努めるものとする。

##### 第5 調査の指示

調査委託署長は、調査指示書（様式第1）により調査すべき事項を県センターに指示するものとする。

##### 第6 調査の指示の方法

調査の指示は、次により行うものとする。

- (1) 調査の指示は、調査指示書に必要事項を記入した上、該当する道路使用許可証の写しを添付して行うこと。

- (2) 調査を指示した場合は、調査指示簿（様式第2）に必要事項を記載し、その経緯を明確にしておくこと。
- (3) 調査の結果、条件の履行又は原状回復が不良と認められたときは、第7に定める調査結果の報告を行う前に電話その他の方法により速報するよう指示すること。

#### 第7 調査の結果に対する措置

調査結果は、次により処理するものとする。

- (1) 県センターからの調査結果は、条件履行状況調査結果報告書（様式第3）及び原状回復状況調査結果報告書（様式第4）により調査指示書受理後又は調査確認後それぞれ5日以内に報告を求め、記載内容を点検の上、調査指示簿にその結果を記載しておくものとする。
- (2) 当該許可に関し、許可条件の不履行等により交通の安全と円滑に著しく支障を生じさせている旨の報告を受理した場合は、直ちに警察官による確認を行い、当該許可に関する道路使用が適正に行われるよう必要な措置を採るとともに、条件履行状況調査結果報告書及び原状回復状況調査結果報告書の警察措置欄にその処理のてん末を記載しておくものとする。
- (3) 調査結果は、今後の許可業務の指導等に活用するものとする。

#### 第8 原状回復状況の確認を必要と認める道路使用許可の取扱い

- 1 調査委託署長は、道路使用許可申請に係る工事等が、交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、確実な原状回復をさせる必要があると認める場合は、道路使用許可証と同時に原状回復状況確認書（様式第5。以下「確認書」という。）を当該道路使用許可に係る申請者に交付するものとする。
- 2 原状回復状況の確認は、奈良県交通安全活動推進センター所長が行うため、道路使用許可を受けた者から同所長を経て確認書を提出させるものとする。
- 3 調査委託署長は、原状回復状況の確認結果を調査指示簿に記録しておくものとする。

#### 第9 報告

調査委託署長は、調査の指示に伴い特異事項があった場合はその都度、また調査指示結果については、調査指示結果報告書（様式第6）により前月分を取りまとめ、毎月10日までに交通部交通規制課長を経て警察本部長に報告するものとする。

（様式省略）